

「三次市真田一幸スポーツ・文化

子ども育成事業補助金」について

1 事業の変更内容について

令和8年度事業から事業内容を次のとおり変更しています。

(変更内容)

| 内 容 | 変更後 | 変更前 |
|--------------------------|-------|-------|
| 補助金交付の対象期限 (領収書等の発行日) | 2月末まで | 3月末まで |

2 事業の補助対象活動について

対象は次の2項目です。

- (1) 団体運営
- (2) 大会等開催

※補助金の申請は1団体につき、いずれかの活動1回のみです。

※団体の決算書や総会等の資料、大会資料、横断幕などに、「三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金」を受けていることを示していただけよう、お願いします。

3 冊子の内容物について

次の3つの資料をとじています。

- ・**㊤** 申請の手引き
- ・**㊦** 申請書等様式集
- ・**㊧** 申請書等様式(記載例)集

4 交付申請書類について

補助金の交付申請書類は次のとおりです。**㊤**の手引きに基づき、**㊦**の様式集から該当する書類を選び、**㊧**の記載例を参考に記入して、「三次市教育委員会教育部社会教育課」あてに提出してください。

※様式は市ホームページからダウンロードできます。

| 補助対象活動 | 申請時の提出書類 | 様式集ページ |
|-----------|------------------|--------|
| (1) 団体運営 | ①交付申請書(様式第1号) | ㊀ P2 |
| | ②補助金所要額調書(様式第2号) | ㊀ P3 |
| | ③年間活動計画書(様式第3号) | ㊀ P4 |
| | ④前年度収支決算書 | ㊀ P15 |
| (2) 大会等開催 | ①交付申請書(様式第1号) | ㊀ P8 |
| | ②補助金所要額調書(様式第2号) | ㊀ P9 |
| | ③大会等の実施要領等の写し | — |
| | ④前年度収支決算書 | ㊀ P15 |

4 申請書の受付期間について

申請書は、**令和8年4月21日(火)**から随時受け付けます。

申請の受付期限は、**令和8年11月30日(月)**までです。

※受付は先着順で、予算がなくなり次第終了します。

5 実績報告書の提出について

実績報告書は、**令和9年3月31日(水)**までに必ず提出してください。

6 その他

詳しくは、「㊀申請の手引き」をお読みください。

また、ご不明の点がありましたら、下記までお問い合わせください。

7 申込書の提出先・お問い合わせ

三次市教育委員会 社会教育課 文化学習係

〒728-8501

三次市十日市中二丁目8番1号(市役所本館5階)

電話 0824-62-6191

FAX 0824-62-6288

E-mail shakai@city.miyoshi.hiroshima.jp